

事務連絡
令和8年5月18日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の
一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

保医発 0518 第 2 号
令和 8 年 5 月 18 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の
一部改正等について

標記について、令和 8 年 5 月 18 日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条第 15 項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、これらの医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項の一部改正について
 - (1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）の一部を次のように改正する。
 - ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 2 節第 1 款 C 1 0 1 (23) 中「好酸球性多発血管炎性肉芽腫症」を「好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球増多症候群」に改める。
 - (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 7 年 3 月 18 日保医発 0318 第 4 号）の記の 4 の (4) ②の「好酸球性多発血管炎性肉芽腫症」を「好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球増多症候群」に改める。
 - (3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 7 年 3 月 18 日付

け保医発 0318 第 4 号) の記の 4 の(4)に⑤及び⑥を加える。

(4) ファセンラ皮下注 30mg シリンジ及び同皮下注 30mg ペン

- ⑤ 本製剤の効能または効果に関連する注意において「好酸球増加の原因となる基礎疾患の有無、*FIP1L1-PDGFR*A 融合遺伝子の有無等を検討し、それらを踏まえた治療選択肢を考慮した上で、適応患者の選択を行うこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ⑥ 本製剤の効能または効果に関連する注意において「疾患活動性を有する患者又は再燃を繰り返す患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(4) 「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(令和 7 年 3 月 18 日付け保医発 0318 第 4 号) の記の 4 の(5)に③を加える。

(5) ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス

- ③ 本製剤の効能又は効果は、令和 8 年 5 月 18 日付けで以下に変更されたところであるが、「高血圧、脂質異常症又は耐糖能障害(2 型糖尿病、耐糖能異常等)」の部分については、従前のおり、「高血圧、脂質異常症又は 2 型糖尿病」の場合に限り算定できるものであること。

「肥満症

ただし、高血圧、脂質異常症又は耐糖能障害(2 型糖尿病、耐糖能異常等)のいずれかを有し、食事療法・運動療法を行っても十分な効果が得られず、以下に該当する場合に限る。

- ・BMI が $27\text{kg}/\text{m}^2$ 以上であり、2 つ以上の肥満に関連する健康障害を有する
- ・BMI が $35\text{kg}/\text{m}^2$ 以上

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和8年3月5日保医発0305第6号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 第2章特掲診療料 第2部在宅医療 第2節在宅療養指導管理料 第1款在宅療養指導管理料 C101在宅自己注射指導管理料 (1)～(22) (略) (23) ベンラリズマブ製剤については、<u>好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球增多症候群</u>の患者に対して用いた場合に限り算定する。</p>	<p>別添1 第2章特掲診療料 第2部在宅医療 第2節在宅療養指導管理料 第1款在宅療養指導管理料 C101在宅自己注射指導管理料 (1)～(22) (略) (23) ベンラリズマブ製剤については、<u>好酸球性多発血管炎性肉芽腫症</u>の患者に対して用いた場合に限り算定する。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和7年3月18日付け保医発第0318号第4号）の記の4の（4）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) ファセンラ皮下注 30mg シリンジ、同皮下注 30mg ペン</p> <p>① (略)</p> <p>② 本製剤はベンラリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。また、<u>好酸球性多発血管炎性肉芽腫症及び好酸球増多症候群</u>の患者に対して用いた場合に限り算定できるものであること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>⑤ <u>本製剤の効能または効果に関連する注意において「好酸球増加の原因となる基礎疾患の有無、FIP1L1-PDGFRα 融合遺伝子の有無等を検討し、それらを踏まえた治療選択肢を考慮した上で、適応患者の選択を行うこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</u></p> <p>⑥ <u>本製剤の効能または効果に関連する注意において「疾患活動性を有する患者又は再燃を繰り返す患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</u></p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) ファセンラ皮下注 30mg シリンジ、同皮下注 30mg ペン</p> <p>① (略)</p> <p>② 本製剤はベンラリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。また、<u>好酸球性多発血管炎性肉芽腫症</u>の患者に対して用いた場合に限り算定できるものであること。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>(新設)</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和7年3月18日付け保医発第0318号第4号）の記の4の(5)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス</p> <p>① 本薬剤はグルコース依存性インスリン分泌刺激ポリペプチド受容体アゴニスト及びグルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストであり、本薬剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> <p>② 本薬剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。</p> <p>③ <u>本薬剤の効能又は効果は、令和8年5月18日付けで以下に変更されたところであるが、「高血圧、脂質異常症又は耐糖能障害（2型糖尿病、耐糖能異常等）」の部分については、従前のおり、「高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病」の場合に限り算定できるものであること。</u></p> <p><u>「肥満症</u></p> <p><u>ただし、高血圧、脂質異常症又は耐糖能障害（2型糖尿病、耐糖能異常等）のいずれかを有し、食事療法・運動療法を行っても十分</u></p>	<p>4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) ゼップバウンド皮下注 2.5mg アテオス、同皮下注 5mg アテオス、同皮下注 7.5mg アテオス、同皮下注 10mg アテオス、同皮下注 12.5mg アテオス、同皮下注 15mg アテオス</p> <p>① 本薬剤はグルコース依存性インスリン分泌刺激ポリペプチド受容体アゴニスト及びグルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストであり、本薬剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。</p> <p>② 本薬剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。</p> <p>(新設)</p>

な効果が得られず、以下に該当する場合に限る。

- ・BMI が 27kg/m^2 以上であり、2 つ以上の肥満に関連する健康障害を有する
- ・BMI が 35kg/m^2 以上」